

財政運営に関する規律を明示することにより、今後の社会環境の変化に伴う課題に対応できる健全で持続可能な財政運営の実現と、災害などの不測の事態や様々な財政課題に対応できる財政基盤の構築を目指します。

## 1. 経営資源の適切な配分

- 建物施設（企業会計の施設を除く）の維持・更新に係る一般財源について、必要額を見込み財政見通しに計上する。
- インフラ施設（道路、橋りょう、公園など）の維持・更新に係る一般財源について、必要額を見込み財政見通しに計上する。
- 新規・拡充事業に係る一般財源については、事業の選択と集中により対応する。

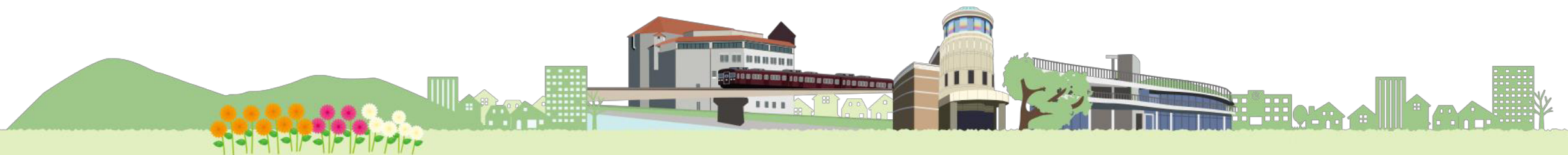
## 2. 地方債の発行方針

- 建物施設（企業会計の施設を除く）の維持・更新に係る地方債発行額について、財政見通しに見込み、その額以下とする<sup>(※)</sup>。
- インフラ施設（道路、橋りょう、公園など）の維持・更新に係る地方債発行額について、財政見通しに見込み、その額以下とする<sup>(※)</sup>。
- 地方債の発行に際しては、普通交付税措置のある地方債を積極的に活用する。

※国の補正予算措置に基づく場合を除く。

## 3. 基金の方針

- 災害などの不測の事態に備えるため、平常時には財政調整基金残高を標準財政規模の10%以上とする。
- 災害などの不測の事態に対応したことにより財政調整基金残高が標準財政規模の10%を下回る場合は、おおむね3年以内に10%以上に戻すように努める。
- 公債費の増加に対応するため、償還財源を計画的に市債管理基金及び新ごみ処理施設建設基金に積み立てる。
- 建物施設の新設または建替などを行う際は、一般財源相当額を計画的に公共施設等整備保全基金などに積み立てる。



## 健全で持続可能な財政運営を実現するための数値目標

項目	数値目標	R元年度数値（参考）
実質赤字比率 <sup>(※1)</sup>	—（実質赤字なし）	—（実質赤字なし）
連結実質赤字比率 <sup>(※2)</sup>	—（連結実質赤字なし）	—（連結実質赤字なし）
実質公債費比率 <sup>(※3)</sup>	県下市平均程度	3.6%（県下市平均は6.1%）
将来負担比率 <sup>(※4)</sup>	県下市平均程度	22.6%（県下市平均は42.5%）
実質単年度収支 <sup>(※5)</sup>	プラス（+）を確保	△86,148千円
経常収支比率 <sup>(※6)</sup>	95%程度	96.9%
市税収納率	県全体の収納率以上	96.1%（県全体は97.2%）
職員数	定員管理方針・定員適正化計画に基づく人数	1,579人 <sup>(※)</sup>

※職員数は、令和2年4月1日時点の公営企業を除く常勤職員数に、再任用定数（週4日再任用職員数に0.8をかけた数）を加えたもの。

## 将来を見据えた財政基盤を構築するための数値目標

項目	数値目標	R元年度末基金残高（参考）
財政調整基金	基金残高標準財政規模の10%以上	5,408,183千円 （対標準財政規模：12.3%）
公共施設等整備保全基金	毎年2億円以上積み立て	384,978千円
市債管理基金及び新ごみ処理施設建設基金	年度により変動があるため、積み立て額は毎年作成する財政見通しで明示する	市債管理基金：245,835千円 新ごみ処理施設建設基金：1,399,428千円

※1 実質赤字比率：標準財政規模（毎年安定して得ることのできる収入）に対する一般会計等の赤字の比率のこと。

※2 連結実質赤字比率：全会計の実質赤字等の標準財政規模に対する比率のこと。

※3 実質公債費比率：市債の償還額に公営企業債に対する繰出金などの公債費に準ずるものを加えたものと標準財政規模との割合であり、普通交付税の算定基礎となる基準財政需要額に算入されるものを除いて算出した過去3年間の平均の比率のこと。

※4 将来負担比率：公営企業、出資法人等を含めた一般会計等の実質的な負債の標準財政規模に対する比率のこと。

※5 実質単年度収支：単年度収支から、実質的な黒字要素（財政調整基金への積立額及び地方債の繰上償還額）を加え、赤字要素（財政調整基金の取崩し額）を差し引いた額のこと。

※6 経常収支比率：財政構造の弾力性(ゆとり)を判断するための指標。市税・普通交付税など、使い道を制限されない毎年の収入（経常的な収入）に対する人件費、公債費、扶助費など毎年の支出（経常的な支出）の割合のこと。